

## 特定健診受診券における記載事項の誤りについて

### 1 主旨

7月17日(金)に発送した特定健診受診券について、自己負担金区分(500円又は無料)と過去3年分の健診結果の両方又はいずれかが誤って印字された受診券を送付していたことが、同日に別の問合せでデータを照会した職員により判明した。

誤った受診券を送付した区民に対し、お詫びするとともに正しい自己負担金区分と過去3年分の健診結果の両方又はいずれかを記載した通知文書を送付した。

### 2 内容

#### (1) 誤記の状況

特定健診受診券 63,391 件のうち 47,089 件について、自己負担金区分(500円又は無料)と過去の健診結果の両方又はいずれかを誤って印字し、対象者へ送付した。内訳は、健診結果及び自己負担金区分の誤り 12,476 件、自己負担金区分のみの誤り 6,373 件、健診結果のみの誤り 28,240 件。

#### (2) 原因

当初、特定健診受診券は6月5日の発送を予定していたが、区及び委託業者において発送準備作業を行う4月・5月は緊急事態宣言が発令中であったため準備作業を止めざるを得ず、スケジュールを約1か月半後ろ倒し、7月17日に発送することとなった。通常、受診券印字データは、予め最新化しておいたシステムデータにほぼ手を加えることなく、出力したデータをそのまま委託業者に渡して印字する。しかし今回は、発送スケジュールの変更に合わせてシステムデータ最新化スケジュールを変更していなかったため、システムから出力したデータの一部が最新ではなく、国保加入・脱退などデータの最新化作業を職員が行う必要が生じた。この作業の際、データの並べ替え処理がきちんとできずデータを混在させてしまい、このことに他の職員も気付くことができなかつたのが原因である。

#### (3) 影響窓口等

世田谷区医師会、玉川医師会  
特定健診実施医療機関

#### (4) 訂正通知文書に要した経費

郵送料 3,437,552 円、封筒代 496,320 円、合計 3,933,872 円

### 3 事後の対応

#### (1) 誤った受診券を送付した区民等への対応

誤った受診券を送付した 47,089 人全員に対し、正しい自己負担金区分と過去の健診結果の両方又はいずれかを記載した通知文書を 7 月 21 日(火)から順次発送し、7 月 27 日(月)に発送を完了した。

今後、自己負担金区分が本来無料のところ区が誤記載した 500 円を支払って受診してしまった区民に対しては、謝罪文書を添えて 500 円を還付する。本来 500 円のところ無料で受診してしまった区民に対しては、謝罪文書を添えて 500 円を請求する。

また、受診券の見方などがわからない区民からの問合せに対しては、引き続き丁寧にお詫びし説明していく。

#### (2) 両医師会等への対応

両医師会及び特定健診実施医療機関あてに、お詫びと受診券の取扱いなどに関する文書を 7 月 20 日(月)に送付し、協力を依頼した。今後も随時調整し、両医師会等の事務への影響が最小限となるよう努める。

#### (3) 区のおしらせ

区のおしらせ 8 月 15 日号にお詫びの記事を掲載する。

### 4 再発防止

健診結果というプライバシー性の高い情報を本人以外に知らせてしまった今回の事故は、区として重く受け止めなければならない。早急に総務部と調整し、どの職場においても活用・応用できるデータのチェック方法、例えば簡単な関数を用いたチェック方法などを検討し、成果を全庁に示して再発防止を徹底する。